

知的財産分野における農林水産省と 経済産業省の連携について

About the cooperation of Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries and Ministry of Economy, Trade and Industry in the intellectual property field

経済産業省特許庁総務部総務課*

抄録 地方農政局，地方経済産業局等を含め農林水産省と経済産業省は，地域における知的財産の「創造」，「保護」及び「活用」を更に促すため，密接かつ有機的に連携をとりつつ，各種施策を積極的に展開していく。

1. はじめに

平成19年10月30日（金），若林農林水産大臣と甘利経済産業大臣との間で，農林水産業では知的財産が付加価値の創造に重要な役割を担っており，両省が密接かつ有機的に協力・連携し，知的財産の創造，保護及び活用を更に促すことにより，地域経済の活性化に貢献していくため，下記のとおり知的財産分野に関して両省が連携して施策を進めていくべきとの認識で一致した。

2. 連携の内容

農林水産省は，知的財産の積極的・戦略的な活用は農林水産業・食品産業の国際競争力の強化や収益性向上等に向けた重要な政策課題であるとの認識の下，平成19年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し，農林水産業・食品産業において，社会のニーズを汲んだ質の高い知的財産を創造し，それを適切に保護し，活用することにより，産業競争力を高め，地域を活性化することができるよう総合的な施策を推進してきている。

一方，経済産業省は，質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え，知的財産の創造，保護及び活用という「知的創造サイクル」が拡大循環する環

境を整備するため，優れた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化し，強力に保護することは勿論，先端技術の創造を促す制度のあり方の検討や，中小企業の知的財産活動の総合的支援，各地域における地域知的財産戦略本部の設置等の知的財産の活用に向けた環境の整備等を行ってきている。

今般，地域における知的財産の創造，保護及び活用を更に促すため，農林水産省と経済産業省は，以下の分野において，地方支分部局も含め，密接かつ有機的に連携をとりつつ，各種施策を積極的に展開していく。

(1) 農林水産関連の知的財産の保護・活用の 基盤づくりに関する連携

(i) 地方農政局・地方経済産業局間の連携を通じた 相談機能の強化

- ① 農林水産省は，農林水産分野における知的財産に関する相談に対する対応を強化するため，全国の地方農政局等に知的財産・地域ブランド等に関する総合的な相談窓口を設置する。

* Japan Patent Office, General Affairs Department, General Affairs Division, Ministry of Economy, Trade and Industry

②両省は、地方農政局等が特許、商標等に関する専門的な相談を受けた場合には、地方経済産業局、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）、日本弁理士会本部や全国にある日本弁理士会支部等を紹介等するとともに、地方経済産業局等で受けた農林水産分野の相談については地方農政局、独立行政法人種苗管理センター等を紹介すること等により、相談者が迅速に問題解決できるような環境を整備する。

③両省は、相談に関する情報、対応方法に関する情報を相互に提供、共有することにより、相談機能を強化する。

(ii) 普及啓発機能の強化

両省が各種セミナー、研究会等での協力、情報共有を行うとともに、各地域において地方農政局と地方経済産業局が地域の実情に応じたセミナー等を共同で実施するなど、有機的に連携していく。

(iii) 知的財産に関する知識を有する人材の育成

農林水産分野において、知的財産に詳しい人材を育成するため、以下のような連携を行う。

①農林水産省は、農林水産関係者の知的財産に関する知識の修得のために研修を実施するとともに、工業所有権制度の知識の習得のために情報・研修館の研修を活用するよう促す。

②両省は、弁理士が農林水産業や食品産業関係の知的財産関係知識を習得する環境を整備するため、日本弁理士会への情報の伝達を円滑にし、日本弁理士会の行う研修を支援したり、弁理士が農林水産関係の研修等を受講するよう促す。

③経済産業省は、製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材の活用等、知

的財産を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供する。

(iv) 知的財産関係の情報提供基盤の整備

農林水産省は、農林水産・食品分野における知的財産の活用等のための情報提供を実施するに当たって、情報・研修館が保有する特許流通データベース（図 1 参照）を活用する。経済産業省は、同データベース構築のノウハウ等を提供する。

(2) 諸外国における知的財産の保護強化に関する連携

(i) 知的財産分野における制度調和の推進

両省は、知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況等に係る情報共有や連携を強化する。

(ii) 模倣品問題の解決に向けた対応の強化

東アジアをはじめとする海外における模倣品問題に対応し、両省は、各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携を強化する。また、これまで両省が有している海外における知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有を促進する。

(iii) 地域団体商標制度の活用に関する連携

農林水産省は、農林水産物や食品の地域ブランド化（図 2 参照）を推進するため、経済産業省の行う「地域団体商標制度」がより有効に活用されるよう、農林水産・食品産業関係者に対し当該制度の周知・普及を行う。

図 1：特許流通データベース

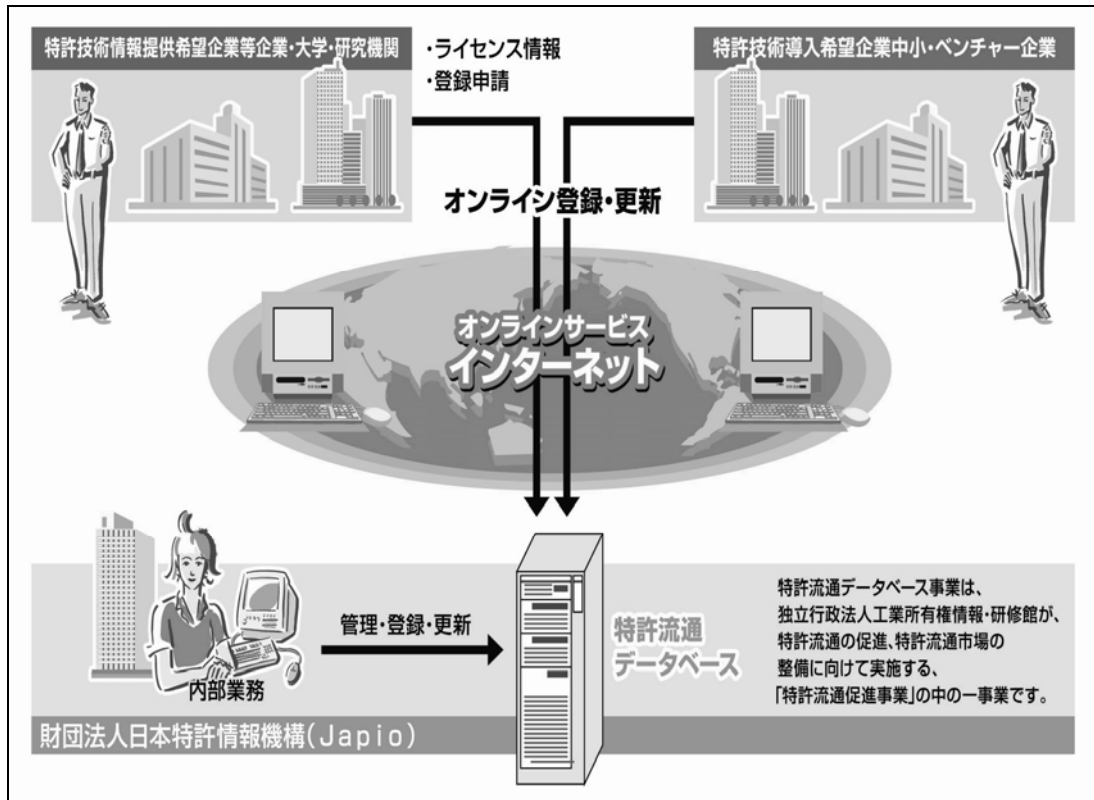


図 2：農林水産業・食品産業における地域団体商標の登録事例

<p>商標登録 第5005200号 松輪サバ<small>(まつわさば)</small></p> <p>権利者 みうら漁業協同組合</p> <p>住所 神奈川県三浦市下浦町松輪506</p> <p>商品・サービスの特長 松輪で水揚げされるサバは、すべて一本釣り漁法で一尾一尾大切に漁獲するため、魚体が重くはならず、漁業者および漁協職員が細心の注意を払って鮮度保持に努めています。養殖もすべて手作りで、その日のうちに出荷しています。また、質の豊富な漁場で育っているサバは、「これが鯖か?」と思わせるほど驚く美味しさです。</p> <p>指定商品 神奈川県三浦市松輪漁港で水揚げされた一本釣りの鯖</p>	<p>商標登録 第5002123号 市田柿<small>(いちたかき)</small></p> <p>権利者 みなみ信州農業協同組合 下伊那郡農協協同組合</p> <p>住所 長野県飯田市北方3852番地2 長野県飯田市箕原町1丁目2454番地3</p> <p>商品・サービスの特長 【特長】は、新種「市田柿」の選育、生産、加工、流通の一体的な取り組みによるものである。市田柿は、信州産柿の中で最も早く成熟し、糖度が上がりやすい品種であり、また、果皮が厚く、傷みに強いという特徴がある。この特徴を活かして、産後処理を行い、長期保存が可能である。また、果皮の色が鮮やかで、見た目が美しいという特徴がある。市田柿は、信州産柿の中で最も早く成熟し、糖度が上がりやすい品種であり、また、果皮が厚く、傷みに強いという特徴がある。この特徴を活かして、産後処理を行い、長期保存が可能である。また、果皮の色が鮮やかで、見た目が美しいという特徴がある。</p> <p>指定商品 長野県飯田市・下伊那郡産の干し柿</p>
<p>商標登録 第5028588号 宮崎牛<small>(みやざきぎゅう)</small></p> <p>権利者 宮崎県経済農業協同組合連合会</p> <p>住所 宮崎県宮崎市轟1丁目1番地1</p> <p>商品・サービスの特長 遅熟な気候と豊かな自然に恵まれた宮崎県は、肉用和牛生産全国2位となっております。宮崎牛は、長年に渡る改良により選抜された優秀な血統の黒毛和牛を飼育したものです。また、宮崎牛は恵まれた大自然の中、肥育農家が丹精込めて飼育しているため、お口の中であろけるような柔らかさや甘さがミックスされています。</p> <p>指定商品 宮崎県産の牛肉</p>	<p>商標登録 第5032789号 仙台味噌<small>(せんだいみそ)</small></p> <p>商標登録 第5032790号 仙台みそ<small>(せんだいみそ)</small></p> <p>権利者 宮城県味噌醤油工業協同組合</p> <p>住所 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目1番1号</p> <p>商品・サービスの特長 【仙台味噌・仙台みそ】の由来は、伊達政宗が奉行権として市内産業振興を目指し、日本で最初の工業生産となる『新編醸造(せんみそ)』を改訂し、青葉区に努めたのが始まりとされています。当時、米や麦は貴重な穀物でしたが、米麹(めこうじ)や麦をふんだんに使い、発酵熟成した「仙台味噌・仙台みそ」は、大豆の旨味と塩味が際立ち、独特な風味となり、お味噌の代表として現代に続いております。</p> <p>指定商品 仙台藩に由来する製法により仙台を中心とした宮城県の地域内で生産されたみそ</p>

(iv) 知的財産権制度に関する意見交換

両省は、農林水産物や食品の生産・流通実態に合った知的財産の適切な保護が行われるよう、商標権、育成者権等の知的財産権制度の出願、審査等の仕組みや運用に関し情報交換等を行う。

(経済産業省)

肥塚特許庁長官

長尾特許庁総務部長

(オブザーバー 独立行政法人工業所有権情報・研修館)

清水理事長

(v) 連絡会議の開催

上記連携にともない、知的財産連携推進連絡会議（第1回）を開催。概要は以下のとおり。

開催日：平成19年10月30日（火）

15時45分～

場 所：経済産業省特許庁特別会議室
(特許庁庁舎16階北側)

出席者：(農林水産省)

吉田技術総括審議官

佐々木生産局審議官

(オブザーバー 独立行政法人種苗管理センター)

野村理事長

連絡会議では、農林水産省吉田技術総括審議官、経済産業省肥塚特許庁長官の挨拶の後、両省の施策の紹介があった。その後、連携に関するワーキンググループの設置について話し合わせ、

① 知的財産の保護・活用の基盤づくりに関するワーキンググループ

② 諸外国における知的財産の保護強化に関するワーキンググループ

③ 知的財産権制度に関するワーキンググループ

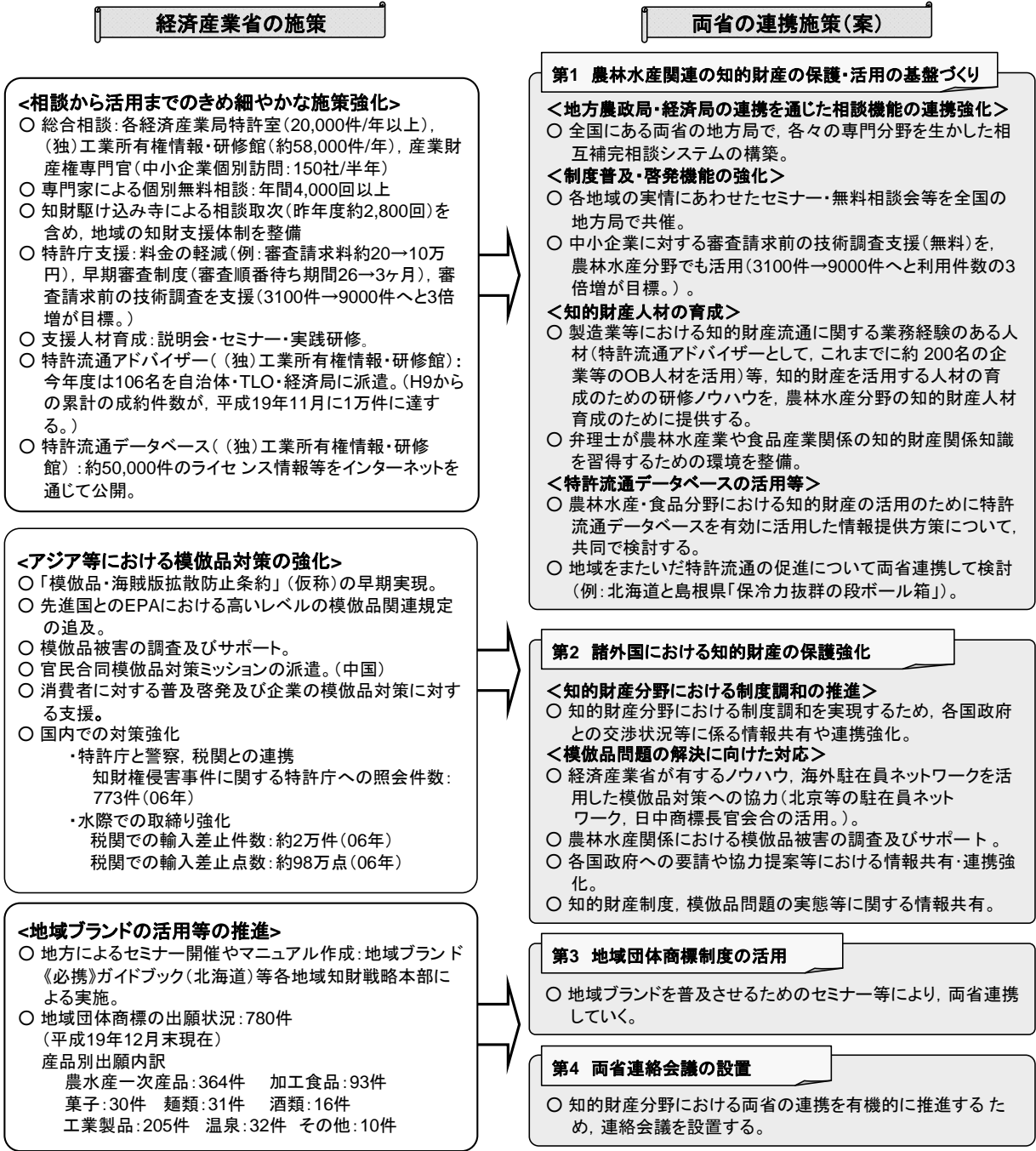
の設置が決められ、今後事務方でより具体的な連携の実現に向けて話し合われることとなった。

知的財産連携推進連絡会議（第1回）の様子



(参考) 知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携について

地域における知的財産の「創造・保護・活用」を更に促すため、農林水産省と経済産業省は、知的財産分野において密接かつ有機的に連携をとりつつ、各種施策を積極的に展開していく。



(3) 具体的成果について

知的財産分野における両省の連携について,具体的な成果の実現に向けてワーキンググループで

検討を重ねた結果,平成19年12月に農林水産省が地域において農林水産分野の知的財産の保護,創造・活用を促進することを目的に,地方農政局

及び沖縄総合事務局に、知的財産に関する相談窓口（表 1 参照）を設置し、これを受けて、経済産業省では地方経済産業局及び沖縄総合事務局の相談窓口（表 2 参照）と地方農政局の相談窓口との連携を通じ、知的財産に関する相談機能の強化を行った。具体的には、地方農政局等が特許・商標等に関する専門的な相談を受けた場合に地方経済

産業局等と連携し対応することとし、地方経済産業局等が農林水産分野の相談を受けた場合には地方農政局等と連携し対応することとしたことにより、相談者が迅速に問題を解決できる体制を構築した。また、これ以外にも地方農政局等と地方経済産業局が連携し、地域の実情にあわせたセミナー等を開催することなどが予定されている。

表 1：各地方農政局等の相談窓口

農政局等の名称	連絡先	担当課室
東北農政局	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎 TEL：022-263-1111（内 4080,4259） FAX：022-217-2382	企画調整室
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 TEL：048-600-0600（内線 3304） FAX：048-601-0533	生産経営流通部 農産課
北陸農政局	〒920-8566 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎 TEL：076-263-2161（内線 3216,3218） FAX：076-232-4218	企画調整室
東海農政局	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2 TEL：052-201-7271（内線 2313,2325） FAX：052-219-2673	企画調整室
近畿農政局	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 TEL：075-451-9161（内線 2315,2317） FAX：075-414-9030	生産経営流通部 農産課
中国四国農政局	〒700-8532 岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 TEL：086-224-4511（内線 2114,2129） FAX：086-235-8115	企画調整室
九州農政局	〒860-8527 熊本市二の丸 1 番 2 号 熊本合同庁舎 TEL：096-353-3561（内線 4123,4115） FAX：096-311-5280	企画調整室

沖縄総合事務局	〒900-8530 沖縄県那覇市前島 2 丁目 21 番 7 号 TEL : 098-866-0031 (内線 380) FAX : 098-860-1395	農林水産部 農政課
---------	--	--------------

なお、北海道については、経済産業省北海道経済産業局等の関係機関・団体で構成する「北海道知的財産情報センター」(札幌市北区 7 条西 2 丁目「北ビル」7 階 TEL 011-747-1440)において知的財産に関する相談を受け付けている。

表 2 : 各地方経済産業局等の相談窓口

名 称	連 絡 先
北海道知的財産情報センター [北海道経済産業局特許室]	〒060-0807 札幌市北区北 7 条西 2 丁目 北ビル 7 階 TEL:011-747-1440 FAX:011-746-7359
東北経済産業局 特許室	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台北本町ビル 7 階 TEL:022-223-9730 FAX:022-262-5906
関東経済産業局 特許室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0319 FAX:048-601-1303
中部経済産業局 特許室	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル B 2 階 TEL:052-223-6604 FAX:052-223-6524
近畿経済産業局 特許室	〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町 2-7 関西特許情報センター 1 階 TEL:06-6772-5004 FAX:06-6772-5034
中国経済産業局 特許室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階 TEL:082-224-5625 FAX:082-224-5646
四国経済産業局 特許室	〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2 階 TEL:087-869-3790 FAX:087-869-3790
九州知的財産戦略センター [九州経済産業局特許室]	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-6-23 博多駅前第 2 ビル 2 階 TEL:092-481-2468 FAX:092-481-2496
沖縄総合事務局 特許室	〒900-0016 那覇市前島 3-1-15 大同生命那覇ビル 5 階 TEL:098-867-3293 FAX:098-867-3286